

野木沢地区(塩沢地区)実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
石川町	野木沢地区(塩沢地区)	令和4年1月31日	令和4年1月31日

1 対象地区の現状について

①地区内の耕地面積	69ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	36.7ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	15.18ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.09ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.66ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>塩沢地区の農地の状況については、70歳以上で後継者未定の耕作面積が3.09ha、中心経営体の引き受け意向のある耕作面積が0.66haであり、後継者未定の農業者の耕作面積は小さいが同時に中心経営体の引き受け意向のある耕作面積も小さいことがわかる。</p> <p>そのため、地域の中心経営体が農地を引き受けられることができるような環境整備を行う必要がある。</p> <p>【地域の話し合いにおいて出された課題】</p> <p>①水田・畑地を問わず、傾斜地であるため草刈りの労力が大きく、農地の維持をするのが難しい。</p> <p>②水田については、農事組合法人が引き受け手となりうるが、広範囲の面積を引き受けるには人的・資金的側面から不安が残る。</p> <p>③畑地については、開発パイロット事業の土地の水が10月で止まってしまうので、作季が短い。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>塩沢地区の農地利用は、水田については中心経営体である農事組合法人1団体が主体となって担っていき、畑地については認定農業者1名、認定新規就農者1名に集積を行っていく。また、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には中心経営体に位置づけ農地の集積・集約化により効率的に活用していく。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	4経営体		8.54 ha		9.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・農地の維持・管理への取り組み方針 草刈りにかかる費用・労力の削減のため、中山間協定の面積拡大や草刈りの作業委託を検討し、地域の中心経営体が営農に集中できるようにする。</p>
<p>・地域の中心経営体への支援方針 地域の農地の引き受け手の労働力不足を解消するため、地域外から積極的に外国人労働者等の人材を引き入れる。 また、地域の農地の引き受け手が農業用機械を導入する際には、人・農地プランの中心経営体になることによつて申請できる機械導入のための補助金を活用できるよう協力する。</p>
<p>・作付期間の拡大のための取り組み方針 畑地については作付面積が小さく、区画がまばらであるため出水期間が10月末で終わってしまうことから、畑地の有効活用が難しい。 そのため、園芸作物の作付面積の拡大及び作付け区画の集約を行い、出水期間を延長し、畑地の有効活用を図る。</p>
<p>・後継者及び新規就農者確保のための取組方針 若い担い手が不足していることから、就農意向のある若者に対して、地域の農業者や法人の下で研修できるように融通し、後継者の育成及び新規就農者の確保を試みる。</p>